平成２５年（フ）第４２８号
熊本市北区楡木２丁目11番79―101号　松岡ハイツ、前住所熊本市北区楠１丁目１番９号ドミール楠306号室
債務者　加来　伸一
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４４４号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼380番地３
債務者　中村たつ子（旧姓米村）
1　決定年月日時　平成25年７月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２５２号
大分市竹下２丁目７番18号　ディアスパルモＳＩ201
債務者　井野　洋子
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第９０号
宮崎県日向市永江町１丁目123番地
債務者　岡元　鐘子（旧姓寺原）
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第１９０号
鹿児島県鹿児島市自由ヶ丘２丁目19番１号
債務者　藤田　博幸
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２１１号
鹿児島県鹿児島市下伊敷１丁目39番３号　有薗アパート202号
債務者　里　美智代
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２１５号
鹿児島県鹿児島市希望ヶ丘町３番５号
債務者　恒見　純則
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２６号
山形県新庄市大字鳥越999番地の32
債務者　沓沢　啓太
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２５年（フ）第３１８号
千葉県野田市中野台鹿島町２番地の13　シークヴィラ愛宕106号
債務者　飯田　哲也
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２２号
福井県三方上中郡若狭町常神第１号56番地
債務者　片山真理子
1　決定年月日時　平成25年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２５年（フ）第１１４号
兵庫県宝塚市山本西２丁目７番５号ラフォーレ小西101号、前住所兵庫県宝塚市中筋６丁目８番17号マンダリーヌ202号
債務者　丸山　温子
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第３８２号
兵庫県尼崎市大庄北１丁目２番13号
債務者　林﨑　泰子
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第８４号
福岡県嘉麻市上山田953番地２
債務者　宮本　理恵
1　決定年月日時　平成25年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第２４８号
大阪府東大阪市花園東町３丁目２番50号
債務者　福田　昌弘
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３８４号
北九州市八幡西区陣原３丁目13番21号　101
債務者　土井奈津子
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３８６号
福岡県直方市大字感田2470番地２　Ａ―102号
債務者　永田　秀之
1　決定年月日時　平成25年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３９６号
北九州市小倉南区大字市丸348番地２
債務者　山本寿美子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部